

総合相談センター出張法律相談会を開催します

埼玉司法書士会では、県内4市町（白岡市、深谷市、八潮市および日高市）にて無料の出張法律相談会を開催します。

会場・日時

①白岡町保健福祉総合センター（はびすしらおか）相談室

12月11日（木）・25日（木）、平成27年1月8日（木）・22日（木）、
2月12日（木）26日（木）、3月12日（木）・26日（木）
全日程 午後1時30分から4時40分

②キララ上柴（アリオ深谷3階）

12月15日（月）、平成27年1月15日（木）
全日程 午後1時30分から4時30分
※平成27年2月、3月も開催予定ですが、詳細等は予約時にご確認ください。

③八潮市民文化会館駅前分館

12月14日（日） 午後1時30分から4時30分
※平成27年1月、2月、3月も開催予定ですが、詳細等は予約時にご確認ください。

④日高市文化体育館「ひだかアリーナ」会議室1

12月16日（火）、平成27年1月14日（水）、2月7日（土）、3月11日（水）
全日程 午後1時30分から4時30分

相談方法 面接相談（1組1時間） ※要予約
予約方法 総合相談センターで電話予約 ☎048-838-7472
相談内容 相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産の名義変更など
相談料 無料
主催 埼玉司法書士会
問合せ 埼玉司法書士会事務局 ☎048-863-7861



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」について

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この「社会保険料控除」をうけるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構から送付されましたら年末調整や確定申告の際にご利用ください。

（ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。）

11月に送付された方……平成26年1月1日から9月30日までの間、国民年金保険料を納付された方
2月に送付される方……平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

問合せ

控除証明書専用ダイヤル（平成27年3月16日（月）まで）

☎0570-058-555（IP電話等の方は、☎03-6700-1144）

*休日、12月27日（土）～1月4日（日）は、ご利用できません。